

令和8年度指宿市長寿お祝い事業記念写真撮影業務委託仕様書

- 1 業務内容 スタジオで記念写真を撮影し、額装した写真を市に納入する。
- 2 被写体 令和8年9月1日現在、満88歳の者又は満95歳の者のうち、記念写真撮影を希望した者
※被写体本人やその家族等（以下「被写体等」という。）の希望により、被写体本人のみ又はその家族等と一緒に撮影することが出来ることとする。
- 3 業務場所 指宿市の指定する場所
- 4 業務期間 令和8年9月1日から令和9年1月31日まで
- 5 委託金額 1枚あたり 金 10,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 909円)
- 6 予定数量 10枚（昨年度実績14枚）
- 7 納入場所 指宿市市民福祉部長寿支援課
- 8 納入品詳細
 - (1)枚数
被写体等1件に対し1枚とする。
 - (2)写真
カラー写真で、大きさは四つ切サイズ（254mm×305mm）とし、縦横の向きは問わない。
 - (3)額縁
額縁は木製とし、面材はアクリル製など容易に割れないものとする。
 - (4)包装
写真は額装し、額縁付属の箱に入れること。箱には被写体名を記入すること。
- 9 委託料の請求
 - (1)納入品の検査を受けた後、指宿市市民福祉部長寿支援課に請求すること。
 - (2)請求書には、記念写真撮影の際、被写体等から回収した「記念写真撮影券」を添付すること。
- 10 その他
 - (1)撮影の日程調整は、被写体等から写真館に連絡があるので、直接行うこと。
 - (2)撮影終了後、1か月以内に市に納入すること。
 - (3)付属の箱の縦、横、高さの合計が80cm未満になる額縁を選定すること。